

議 案 目 録

令和5年(2023年)9月26日

番 号	件 名
議案第 78 号	令和5年度(2023年度)彦根市一般会計補正予算(第5号)
議案第 79 号	令和5年度(2023年度)彦根市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
議案第 80 号	令和5年度(2023年度)彦根市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
議案第 81 号	彦根市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
議案第 82 号	指定管理者の指定期間の変更につき議決を求めることについて
議案第 83 号	令和4年度(2022年度)彦根市各会計歳入歳出決算につき認定を求めることについて
報告第 24 号	令和4年度(2022年度)主要な施策の成果、事務報告書および基金運用状況報告書について
報告第 25 号	令和4年度(2022年度)彦根市の健全化判断比率等について
報告第 26 号	損害賠償の額の決定および和解について

議案第 81 号

彦根市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年(2023 年)9 月 26 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市国民健康保険条例の一部を改正する条例

彦根市国民健康保険条例(平成 8 年彦根市条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

第 12 条中「および第 38 条の 2」を「、第 38 条の 2 および第 38 条の 3」に改め、同条第 2 号エ中「および第 72 条の 3 の 2 第 1 項」を「、第 72 条の 3 の 2 第 1 項および第 72 条の 3 の 3 第 1 項」に、「および国民健康保険保険給付費等交付金」を「ならびに国民健康保険保険給付費等交付金」に改める。

第 14 条第 1 項中「同法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項または第 15 項」を「同法附則第 35 条の 2 の 6 第 8 項または第 11 項」に、「同法附則第 35 条の 2 の 6 第 15 項」を「同法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項」に改める。

第 21 条中「および第 38 条の 2」を「、第 38 条の 2 および第 38 条の 3」に改め、同条第 2 号イ中「および第 72 条の 3 の 2 第 1 項」を「、第 72 条の 3 の 2 第 1 項および第 72 条の 3 の 3 第 1 項」に改める。

第 30 条中「第 38 条」の次に「および第 38 条の 3」を加え、同条第 2 号イ中「法第 72 条の 3 第 1 項」の次に「および第 72 条の 3 の 3 第 1 項」を加える。

第 38 条第 1 項第 1 号中「同法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項または第 15 項」を「同法附則第 35 条の 2 の 6 第 8 項または第 11 項」に、「同法附則第 35 条の 2 の 6 第 15 項」を「同法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項」に改める。

第 38 条の 2 第 1 項および第 4 項第 1 号中「保険料額」を「保険料率」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(出産被保険者の保険料の減額)

第 38 条の 3 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 5 項第 8 号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 13 条または第 16 条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が 650,000 円を超える場合には、650,000 円)とする。ただし、第 5 項に規定する場合を除く。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に 12 分の 1 を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(国民健康保険法施行規則第 32 条の 10 の 2 で定める場合には、出産の日。第 45 条の 2 第 1 項および第 2 項において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3 月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に 12 分の 1 を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 第 15 条第 2 項および第 3 項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第 2 項および第 3 項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 13 条または第 16 条」とあるのは「第 22 条または第 25 条」と、「650,000 円」とあるのは「220,000 円」と、前項中「第 15 条第 2 項および第 3 項」とあるのは「第 24 条第 2 項および第 3 項」と読み替えるものとする。

4 第 1 項および第 2 項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第 13 条または第 16 条」とあるのは「第 31 条」と、「650,000 円」とあるのは「170,000 円」と、第 2 項中「第 15 条第 2 項および第 3 項」とあるのは「第 33 条第 2 項および第 3 項」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第 38 条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第 13 条または第 16 条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が 650,000 円を超える場合には、650,000 円)とする。

- (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第38条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 6 第15条第2項および第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第2項および第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。
- 7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条または第16条」とあるのは「第22条または第25条」と、「650,000円」とあるのは「220,000円」と、前項中「第15条第2項および第3項」とあるのは「第24条第2項および第3項」と読み替えるものとする。
- 8 第5項および第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条または第16条」とあるのは「第31条」と、「650,000円」とあるのは「170,000円」と、第6項中「第15条第2項および第3項」とあるのは「第33条第2項および第3項」と読み替えるものとする。

第45条の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に関する届出)

第45条の2 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の氏名、住所、生年月日および個人番号
 - (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日および個人番号
 - (3) 出産の予定日
 - (4) 単胎妊娠または多胎妊娠の別
- 2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
 - (2) 多胎妊娠の場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあっては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について第1項各号に掲げる事項および第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

付 則

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

2 この条例による改正後の第38条の3の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るものおよび令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分のうち令和5年12月以前の期間に係るものおよび令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 82 号

指定管理者の指定期間の変更につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 5 年(2023 年)9 月 26 日

彦根市長 和田 裕 行

指定管理者の指定期間の変更につき議決を求めることについて

下記のとおり指定管理者の指定期間を変更することにつき、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称および所在地

名 称	所 在 地
ひこね市文化プラザ	彦根市野瀬町 187 番地 4
みずほ文化センター	彦根市田原町 11 番地

2 指定管理者となる団体の名称、代表者および所在地

- (1) 名 称 株式会社ケイミックスパブリックビジネス
- (2) 代表者 代表取締役 橋 本 鉄 司
- (3) 所在地 東京都千代田区神田小川町一丁目 2 番地

3 指定期間

変更前 平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

変更後 平成 31 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

議案第 83 号

令和 4 年度(2022 年度)彦根市各会計歳入歳出決算につき認定を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 5 年(2023 年)9 月 26 日

彦根市長 和田 裕 行

令和 4 年度(2022 年度)彦根市各会計歳入歳出決算につき認定を求めることについて

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度(2022 年度)彦根市各会計歳入歳出決算につき、別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定を求める。

報告第 24 号

令和 4 年度(2022 年度)主要な施策の成果、事務報告書および基金運用状況報告書について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 5 項の規定による令和 4 年度(2022 年度)彦根市各会計歳入歳出決算における主要な施策の成果を説明する書類、同法第 122 条の規定による事務に関する説明書および同法第 241 条第 5 項の規定による基金の運用の状況を示す書類を、別冊のとおり提出する。

令和 5 年(2023 年)9 月 26 日

彦根市長 和田裕行

報告第 25 号

令和 4 年度(2022 年度)彦根市の健全化判断比率等について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)第 3 条第 1 項および第 22 条第 1 項の規定により、令和 4 年度(2022 年度)彦根市の健全化判断比率および資金不足比率につき、別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和 5 年(2023 年)9 月 26 日

彦根市長 和田 裕 行

令和4年度(2022年度)彦根市の健全化判断比率等について

健全化判断比率

(単位：%)

区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
彦根市健全化判断比率	-	-	6.9	56.1
早期健全化基準	12.03	17.03	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

農業集落排水事業特別会計における資金不足比率 (単位：%)

彦根市資金不足比率	-
経営健全化基準	20.0

病院事業会計における資金不足比率 (単位：%)

彦根市資金不足比率	-
経営健全化基準	20.0

水道事業会計における資金不足比率 (単位：%)

彦根市資金不足比率	-
経営健全化基準	20.0

下水道事業会計における資金不足比率 (単位：%)

彦根市資金不足比率	-
経営健全化基準	20.0

備考 実質赤字、連結実質赤字および資金不足が生じていないものについては、「-」で表示しています。

令和4年度(2022年度)彦根市財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から審査に付された健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

(単位：%)

	令和3年度	令和4年度	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
実質赤字比率	— (△8.44)	— (△9.10)	12.03	20.00
連結実質赤字比率	— (△43.71)	— (△50.86)	17.03	30.00
実質公債費比率	6.0	6.9	25.0	35.0
将来負担比率	47.3	56.1	350.0	

(注)実質赤字比率および連結実質赤字比率については、算定した結果が赤字でないため「—」で表示した。また、各比率の()内の数値は、計算結果に基づく数値を参考として表示した。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

当年度の実質赤字比率は、実質収支が黒字となっており、「—」であることから、自主的な改善努力による財政健全化を図るための早期健全化基準を達成しており、良好な状態にあると認められる。なお、参考として求めた比率は△9.10%で、前年度に比べ0.66ポイント改善している。これは、比率算定の分母である標準財政規模が前年度に比べ826,900千円(3.1%)減少したことに加え、分子である一般会計等の実質収支額が2,351,087千円で98,746千円(4.4%)増加したことによるものである。参考として求めた比率と早期健全化基準との差は、21.13ポイントとなっている。

② 連結実質赤字比率について

当年度の連結実質赤字比率は、連結実質収支が黒字となっており、「－」であることから、早期健全化基準を達成しており、良好な状態にあると認められる。なお、参考として求めた比率は△50.86%で、前年度に比べ7.15ポイント改善している。これは、①で記載したとおり標準財政規模の826,900千円(3.1%)減少および一般会計等の実質収支額の98,746千円(4.4%)増加に加え、特別会計および企業会計の実質収支額等が前年度に比べ1,387,578千円(14.8%)増加したことによるものである。参考として求めた比率と早期健全化基準との差は、67.89ポイントとなっている。

③ 実質公債費比率について

当年度の実質公債費比率は6.9%で、前年度と比べ0.9ポイント悪化している。早期健全化基準25.0%を18.1ポイント下回っていることから、良好な状態にあると認められる。

④ 将来負担比率について

当年度の将来負担比率は56.1%で、前年度と比べ8.8ポイント悪化している。これは、標準税収入額等が増加したものの、臨時財政対策債発行可能額の減少に伴い比率算定の分母である標準財政規模が減少したことに加え、分子のうち、市債残高がごみ焼却場整備事業、彦根市スポーツ・文化交流センター整備事業等に伴う市債発行により増加し、公営企業債等への繰入見込額の減少を上回ったことにより将来負担額が増加したほか、臨時財政対策債および下水道事業費の基準財政需要額の算定に係る参入予定割合減少に伴う基準財政需要額算入見込額の減少などにより充当可能財源等が減少し、比率算定の分子が増加したため、比率が悪化したものである。早期健全化基準350.0%からは293.9ポイント下回っていることから、良好な状態にあると認められる。

以上、いずれの比率も現時点では、良好な状態であることを示しているが、地方財政を取り巻く環境は依然として厳しいため、引き続き財政の健全化に努められるよう要望する。

(3) 是正改善を要する事項

どの指標も早期健全化基準を下回っていることから、特に指摘すべき事項はない。

なお、実質公債費比率については、3か年平均では6.9%と当年度から悪化に転じており、令和4年度単年度の比率としては8.2%で、昨年度の比率より1.9ポイント悪化している。これは、一般会計における市債発行額の増加に伴う元利償還金の増加および、下水道事業会計における繰出基準に定める分流式下水道等に要する経費の算定方法の見直しに伴う公営企業債の元利償還金に対する繰入金金の増加により比率算定の分子が増加したことに加え、分母である標準財政規模が前述の理由により減少したことに伴い、算定比率が悪

化したものである。当年度の標準財政規模の減少に関しては、昨年度の臨時経済対策費や臨時財政対策債償還基金費の創設に伴う普通交付税の増加ならびに臨時財政対策債発行可能額の増加といった単年度のみの特種要因を考慮すると、臨時財政対策債発行可能額は大幅に減少したものの、市税の法人税割や所得割の増加により標準税収入額等が大きく増加し、一昨年度並みの標準財政規模を維持することができたと言える。ただし、標準税収入額等は今後の経済状況に左右されるほか、普通交付税や臨時財政対策債については国の動向に大きく影響を受けるため楽観視することはできない。さらに、近年においては、本庁舎耐震化整備事業のほか彦根市スポーツ・文化交流センター整備事業や金亀公園整備事業などの国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会関連の各種投資事業といった大規模な投資事業に係る市債発行額が大幅に増加しており、償還据置期間経過後の比率算定に大きな影響を与えるほか、今後予定している大規模な公共事業等に伴い、この比率はさらに上昇するものと見込まれる。このことから、市債の発行にあたっては事業の緊急度、投資効果および後年度負担を見極め、マネジメント機能の強化により市債残高を適切に管理しながら、計画的な財政運営に努められたい。特にごみ焼却施設の延命関連工事や修繕、次期ごみ処理施設の建設には多額の費用を要するため、本市財政規模を俯瞰し、持続可能な財政運営が図られるよう求めるものである。また、将来負担比率についても、④で記載したとおり令和4年度は56.1%で、前年度と比べ8.8ポイント悪化しており、次年度以降の算定についても実質公債費比率と同様の状況であることから、地方債現在高の増加や、基金残高の減少等に引き続き留意されたい。

令和2年の初頭から日本国内へ蔓延した新型コロナウイルス感染症については、市民生活や本市財政運営等に多大な影響を及ぼしたが、令和5年5月8日に感染症法上の位置付けが5類感染症へ移行したことに伴い、行政が法律に基づき様々な要請・関与を行う状況から一定の区切りをみたところである。歳入面においては、法人市民税や城山観覧料等に回復が見られ、コロナ禍以前の水準に戻つつある中、継続して市民の安全・安心な生活を確保しつつ経済等の振興を図り、各種事業を推進していく必要がある。また、令和4年度の経常収支比率は94.4%で、前年度に比して7.5ポイントの大幅な悪化となっているが、この前年度比率は上述した単年度のみの特種要因が大きく比率の良化に影響したものである一方、当年度比率の算定において分子に係る物件費や補助費等への経常一般財源の充当額が大幅に増加しており、当年度における単年度の財政力指数が0.744と昨年度と同水準であることと併せ、実質的には財政の弾力性に乏しい状況が継続していると言える。今後、国民スポーツ大会等関連事業や新ごみ処理施設建設事業などの大規模投資事業が予定されているが、眼下の状況を踏まえ、喫緊の課題である財源の確保を図るとともに、事業の優先順位を明確化し、働き方・業務改革およびDXの推進と併せ経常経費の縮減を志向しつ

つ歳出規模の適正化を図られたい。市民の理解のもと、可能な限り基金に頼ることなく財政健全化に取り組み、持続可能な財政運営を行われることを望むものである。

令和4年度(2022年度)彦根市経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から審査に付された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

資金不足比率の状況は、次のとおりである。

(単位：%)

区 分	令和3年度	令和4年度	経営健全化 基 準
農業集落排水事業特別会計	— (0.0)	— (0.0)	20.0
病院事業会計	— (△37.8)	— (△47.0)	20.0
水道事業会計	— (△203.7)	— (△198.5)	20.0
下水道事業会計	— (△57.5)	— (△67.6)	20.0

(注)いずれの会計も、算定した結果が赤字でないため「—」で表示した。また、各比率の()内の数値は、計算結果に基づく数値を参考として表示した。

(2) 個別意見

① 農業集落排水事業特別会計について

当年度の資金不足額は発生しておらず、資金不足比率は「—」であることから、経営健全化基準を達成しており、良好な状態にあると認められる。参考として求めた比率は0.0%で、前年度と同じである。また、経営健全化基準との差は20.0ポイントとなっている。

② 病院事業会計について

当年度の資金不足額は発生しておらず、資金不足比率は「－」であることから、経営健全化基準を達成しており、良好な状態にあると認められる。参考として求めた比率は△47.0%で、前年度に比べ9.2ポイント改善している。また、経営健全化基準との差は67.0ポイントとなっている。

③ 水道事業会計について

当年度の資金不足額は発生しておらず、資金不足比率は「－」であることから、経営健全化基準を達成しており、良好な状態にあると認められる。参考として求めた比率は△198.5%で、前年度に比べ5.2ポイント悪化している。また、経営健全化基準との差は218.5ポイントとなっている。

④ 下水道事業会計について

当年度の資金不足額は発生しておらず、資金不足比率は「－」であることから、経営健全化基準を達成しており、良好な状態にあると認められる。参考として求めた比率は△67.6%である。前年度に比べ10.1ポイント改善している。なお、経営健全化基準との差は87.6ポイントとなっている。

(3) 是正改善を要する事項

資金不足比率に関し、特に指摘すべき事項はない。引き続き経営の健全化に努められるよう望むものである。

なお、病院事業会計について、公営企業会計決算審査意見書でも述べたところではあるが、新型コロナウイルス感染症(以下「同感染症」という。)の滋賀県における重点医療機関として令和2年4月1日に指定を受けて以降、令和5年5月の指定解除までに1,517人の入院患者対応を行い、この間、当病棟が感染源となる院内感染を一度も発生させず、当院を含めた地域医療体制を堅持されたことに改めて最大限の謝意と敬意を表する。こうした中で資金不足比率は経営健全化基準を達成し、純損益は、医業収益の増加および同感染症対応に係る空床補償等の補助金の受入により大幅な黒字を計上している。総収支比率こそ上記補助金受入額が前年度に比して減少したことなどにより1.4ポイント下降して107.4%となったが、医業収支に係る修正医業収支比率は1.1ポイント改善して98.4%となっており、過去20年間の中で最高値を更新し、コロナ禍の影響が残る中、不断の経営改善に取り組まれた成果と言える。

今後は、今回のパンデミック対応で得られた知見や連携体制を活かすことで医療機関相互の機能分化と最適化を一層促進し、医療面における地域包括ケアシステムと併せ持続可

能な地域医療連携体制の強化を図られたい。引き続き病院全体で経営効率化と生産性の向上を促進し、自立した病院経営へ向け着実な医業収支の回復を望むものである。

また、水道事業会計について、資金不足比率は経営健全化基準を達成し、総収支比率は111.5%で前年度から7.4ポイント下降したものの収支の均衡を保ってはいるが、純利益は現金収入を伴わない長期前受金戻入によるものであり、経営状況は楽観視できない状態である。さらに、給水収益の減少と営業費用の増加により営業収支比率が6.7ポイント下降して99.1%となった結果、営業損失を生じており、これは、令和2年度以来の2度目の赤字ではあるが、令和2年度における同感染症の経済対策に係る基本料金免除を勘案すると、実質的には当年度に初の営業損失を計上したことになる。

中間見直し後の第3期計画に基づく事業展開は2年目に入るが、営業損失の発生や料金回収率の悪化は推計より数年早く、今後、巨額の更新需要が見込まれる中、計画に記載のある料金改定の必要性の検討に関し、市民目線における受益者負担の公平性と納得性の向上を図るためにも可能な限り早期に行動を起こされたい。短期における営業収支の動向を注視し、漏水量や管路更新の進捗から将来激増する管路更新需要の平準化などを含め、さらなる事業健全化に向けた取組を推進されたい。

下水道事業会計について、資金不足比率は経営健全化基準を達成し、総収支比率は119.1%となっているが、下水道事業経営の本体である営業収支は、14億円超の損失を計上しており、営業外収支の黒字により全体収支の均衡を保っている。

これは、供用開始前に多額の設備投資が必要となる一方で、利用者が下水道接続するまでは下水道使用料が収入されないことのほか、汚水処理に係る一般会計繰入金と長期前受金戻入が営業外収益に入るといった会計上の特性によるところが大きいものである。

しかしながら、公営企業会計への移行から3年が経過し、経営状況の可視化や3期比較も可能になり、資産状況の正確な把握により受益と負担の関係が明確化されたことから、彦根市公共下水道事業・第6期経営計画の推進と併せ、財務諸表の決算数値や各指標の推移を分析し、下水道事業の公共的な役割から、独立採算制の原則を踏まえた使用料改定を検討されたい。基準外繰入れを最小限に留め、正確な経営実態の確立により市民目線における受益者負担の公平性と納得性の向上を図りつつ中長期的な視点から下水道経営の健全化に向け取り組まれたい。

報告第 26 号

損害賠償の額の決定および和解について

法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることおよび和解をすることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告する。

令和 5 年(2023 年)9 月 26 日

彦根市長 和田 裕 行

専決第 9 号

損害賠償の額の決定および和解について

法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることおよび和解をすることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 5 年(2023 年)8 月 25 日

彦根市長 和田 裕 行

1 相手方

(1) 損害賠償の相手方(以下「相手方 1」という。)

ア 所在地 大津市京町四丁目 1 番 1 号

イ 名称 滋賀県

ウ 代表者 滋賀県知事 三日月 大 造

(2) 和解の相手方(以下「相手方 2」という。)

ア 住所 ○○○○○○○○○○○○○○

イ 氏名 ○ ○ ○ ○

2 和解の要旨

(1) 彦根市は、相手方 1 に、損害賠償金として 142,560 円を支払う。

(2) 相手方 2 は、相手方 1 に、損害賠償金として 35,640 円を支払う。

3 事案の概要

令和 5 年 5 月 24 日午後 0 時 50 分頃、彦根市本庄町 1674 番地地先の交差点において、当該交差点を西方向に走行していた相手方 2 の車両と、県道 194 号柳川能登川線から当該交差点に進入した公用車とが衝突したことにより、相手方 2 の車両が相手方 1 が設置した縁石およびガードパイプに接触し、当該縁石およびガードパイプが損傷したもの(令和 5 年議案第 74 号に係る事案の縁石およびガードパイプの損傷分)